

[事案 30-213] 入院給付金支払請求

・平成 31 年 4 月 26 日 裁定終了

<事案の概要>

入院給付金を請求したところ、約款上の支払理由に該当しないとして支払われなかったことを不服として、給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

うつ病により約 3 か月間入院したため、平成 22 年 6 月に契約した医療保険にもとづき、給付金を請求したところ、約款上の支払理由に該当しないとして支払われなかったが、以下の理由により、入院給付金を支払ってほしい。

- (1) 本入院は約款上の支払理由に当たる。
- (2) 外泊は医師の指示によるものである。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 申立人の症状は、客観的な異常所見を伴わない軽微なものであり、入院の必要性が認められない。
- (2) 入院中の治療は、通院や自宅における定期的服用等によって十分治癒可能な範囲にとどまっている。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、本入院時の状況等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。また、医学的判断の参考とするため、独自に第三者の専門医の意見を求めた。

2. 裁定結果

上記手続の結果、本入院は約款に定める入院（医師による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念すること）に該当するとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。